

店舗販売業許可申請書の別紙1 ※□については、該当するものにレ点をつけること。

1 業務を行う体制の概要（営業時間等）			
営業時間 （1週間の総和）	A	営業時間	時間 分
	B	開店時間 ※	時間 分
	C	要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する開店時間	時間 分
	D	要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する開店時間	時間 分
各従事者の勤務時間 （1週間の総和）の合計	E	要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する資格者	時間 分
	F	（E）のうち、要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する薬剤師	時間 分
情報提供 場所の数	G	要指導医薬品又は一般用医薬品	
	H	（G）のうち、要指導医薬品又は第一類医薬品	

薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令第2条第1項各号の基準を満たすこと。
 なお、特定販売を実施する場合は下表とは別の基準を満たす必要があるため、注意すること。

※「開店時間＝営業時間－特定販売のみを行う時間」。特定販売のみを行う時間がない場合は、「開店時間＝営業時間」。

2 取扱う医薬品の区分	
☐ 要指導医薬品	☐ 第一類医薬品
☐ 指定第二类医薬品	☐ 第二类医薬品（指定第二类医薬品を除く。）
☐ 第三類医薬品	

3 兼営事業の種類	
☐ 薬局 ☐ 薬局製造販売医薬品製造販売業・製造業 ☐ 麻薬小売業 ☐ 卸売販売業 ☐ 毒物劇物販売業 ☐ 高度管理医療機器等（販売・貸与）業 ☐ 管理医療機器（販売・貸与）業※ ☐ その他（ ） ☐ 兼営事業は行わない	
※管理医療機器販売（貸与）業を行う場合は、取扱品目をチェックすること。 なお、「検体」にチェックした場合は、検体測定室開設届出書の写しを添付すること。	
☐「管理」 ☐「補聴器」 ☐「電気治療器」 ☐「プログラム(管理)」 ☐「補聴器・電気治療器」 ☐「補聴器・プログラム(管理)」 ☐「電気治療器・プログラム(管理)」 ☐「補聴器・電気治療器・プログラム(管理)」 ☐「検体」 ☐「家庭用」	
※管理医療機器販売（貸与）業を行う場合で、営業所の管理者が薬局等の管理者と異なる場合は、その管理者の氏名、住所を記載し、資格を証する書類の原本を提示又は開設者による原本照合済の写しを提出すること。	
氏名	住所

